

# 館山市地域包括支援センターなのはな運営規定

## 第1条（事業の目的）

館山市が設置し医療法人社団慶勝会が受託運営する「館山市地域包括支援センターなのはな」（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（介護予防支援）及び介護予防・日常生活支援サービス（介護予防ケアマネジメント）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が高齢者等（以下「利用者」という。）に対して、適正な事業を行うことを目的とする。

## 第2条（運営の方針）

事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

二 事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に努めて行うものとする。

①利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえて、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

②できる限り要介護状態にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるように努めるものとする。

③要介護状態になっても、利用者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス」を確立するよう努めるものとする。

三 事業の提供に当たっては、次に掲げる事項に努めて行うものとする。

① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。

② 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供の方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

四 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含めた、地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めるものとする。

五 感染症の予防及びまん延の防止のため必要な措置を講じるものとする。

六 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう努めるものとする。

## 第3条（事業所の基本機能）

事業所は、以下の基本機能を担うものとする。

一 地域に総合的、重層的な「地域包括ネットワーク」を構築するものとする（共通的基盤整備）。

二 利用者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待防止等高齢者の権利擁護に努める。（総合相談支援・権利擁護）

三 利用者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援するものとする（包括的・継続的ケアマネジメント支援）。

- 四 事業及び新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うものとする。

#### 第4条（虐待の防止）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとする。

#### 第5条（身体的拘束等の適正化）

身体的拘束等の適正化を推進する観点から利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

- 二 また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### 第6条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 館山市地域包括支援センターなのはな  
二 所在地 千葉県館山市沼1604番地

#### 第7条（従業者の職種、員数及び職務内容）

従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。  
二 社会福祉士 1名（常勤・兼務）  
保健師等 2名（常勤）  
主任介護支援専門員 2名（常勤）  
担当者は事業の提供に当たるものとする。  
三 事務職員 1名（常勤・専従）  
必要な事務業務を行うものとする。

#### 第8条（営業日及び営業時間）

営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月29日より1月3日）を除く。

- 二 営業時間 月曜日より金曜日 午前9時より午後5時までとする。  
（営業時間外においても携帯電話で連絡が可能な体制とする。）

#### 第9条（事業の提供方法および内容、利用料等）

事業の提供方法、内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準による。当たっては、利用者と契約書を締結しなければならない。

- 二 提供方法 介護予防のための効果的な支援方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施するものとする。  
三 利用者の相談を受ける場所は第4条に規定する当事業所内又は居宅とする。

#### 四 サービス担当者会議等

- ①開催場所 当事業所内、サービス事業所内又は居宅とする。
- ②サービス担当者会議等の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に意見を求めるものとする。ただし、止むを得ない理由があり開催できない場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ③テレビ電話装置等を活用する場合には利用者等の同意を得た上で、個人情報の取り扱いおよび安全管理に十分配慮し実施するものとする。

#### 五 居宅訪問の頻度

- ①提供開始月
- ②提供開始の翌月から起算して3ヶ月に1回
- ③サービス評価期間が終了する月
- ④利用者の状況に著しい変化があったとき  
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等により利用者に面接するよう努め、当該面接ができない場合には、電話等により利用者との連絡を実施するものとする。
- ⑤モニタリングの結果記録 少なくとも1ヶ月に1回

#### 六 電磁的記録

- ①諸記録の保存、交付等について電磁的記録により行うことができるものとする。
- ②ケアプランや重要事項説明書等における説明、同意等、利用者等の承諾を得た上で書類に代えて電磁的方法によることができるものとする。

### 第10条（事業の委託）

事業者は、事業の一部を居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

### 第11条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、館山市内（主に、館山・神戸・富崎・西岬地区）とする。

### 第12条（緊急時等における対応方法）

従業者は、利用者に対する事業の提供中に、事故や利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等への連絡をものとする。また、家族・市町村へも連絡し、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

### 第13条（秘密の保持）

事業所は、業務上知り得た利用者その他家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文章（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示し、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿するものとする。

- 二 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。
- 三 従業者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

## 第14条（苦情対応）

提供した事業に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

## 第15条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、従業員の質的向上を図るために定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備するものとする。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 随時

- 二 職場内におけるハラスメント対策の強化を図るとともに、カスタマーハラスメントを防止するための措置を講じるものとする。
- 三 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、館山市、医療法人社団慶勝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 四 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。
  - ① 事業所の公正・中立性の確保に関すること
  - ② 事業所の職員の確保に関すること

## 附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年10月1日に改定した。

この規定は、平成20年8月16日に改定した。

この規定は、平成21年10月1日に改定した。

この規定は、平成24年4月1日に改定した。

この規定は、平成28年4月1日に改定した。

この規定は、平成28年5月1日に改定した。

この規定は、平成29年4月1日に改定した。

この規定は、平成29年10月16日に改定した。

この規定は、平成30年1月1日に改定した。

この規定は、平成30年4月1日に改定した。

この規定は、平成30年7月16日に改定した。

この規定は、令和元年6月1日に改定した。

この規定は、令和元年6月16日に改定した。

この規定は、令和3年4月1日に改定した。

この規定は、令和4年8月16日に改定した。

この規定は、令和4年10月1日に改定した。

この規定は、令和5年11月16日に改定した。

この規定は、令和5年12月15日に改定した。

この規定は、令和6年4月1日に改定した。

この規定は、令和7年7月16日に改定した。

この規定は、令和7年10月16日に改定した。